神戸市私道舗装等の助成に関する要綱

神戸市建設局道路管理課

神戸市私道舗装等の助成に関する要綱

（目　的）

第１条　この要綱は、用地に関する権利関係のふくそうや、構造的な欠かんその他の理由により公道として認定することが困難な私道の整備並びに地震や風水害等の災害により被害を受けた私道の原形復旧工事並びに舗装工事、これに伴う側溝工事及び危険防止施設設置工事（以下「助成工事等」という。）に関する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年３月神戸市規則第38号）に規定されるもののほか、当該助成金の交付等に関して、必要な事項を定め、もって生活環境の整備及び早期復旧に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、公道とは、道路法第２条に規定する道路及び公法人により道路として一般交通の用に供されている道路をいう。

２　この要綱において、私道とは、道路敷地が私人の所有に属し、現に一般交通の用に供されている公道以外の道路をいう。

３　この要綱において、地震や風水害等の災害とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) こう水

（イ）　警戒水位以上の水位。

（ロ）　警戒水位の定めがない場合は、河岸高の５割程度以上の水位。

（ハ）　比較的長時間にわたる融雪出水等。

(2) 降雨

（イ）　最大24時間雨量80㎜以上の降雨。

（ロ）　（イ）未満でも時間雨量が特に大（時間雨量20㎜以上）。

(3) 暴風

最大風速（10分間平均風速の最大）15m以上。

(4) 高潮、波浪、津波

暴風若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪又は津波によるもので、被災の程度が比較的軽微でないもの。

(5) 地震、地すべり、干ばつ、火災、噴火、噴気、降灰、異常低温、降雪、雪崩、落雷、地盤沈下等であって、社会通念上の被害があるもの。

４　この要綱において、原形復旧工事とは、地震や風水害等の災害により被災した私道の被災箇所（ただし、上法面部分を除き、当該私道を構成する下法面を含む）を原形に復旧する工事並びに私道上に崩落又は流入した土砂、石、岩及び竹木並びにがれき等（以下「災害土砂等」という。）の除去及び搬出（以下「除去等」という。）をいう。

（助成対象）

第３条　助成対象は、次の各号に該当する私道の助成工事等で、少なくとも別表１又は別表２に掲げる構造を有するものとする。

(1) 幅員が1.5メートル以上であること（側溝を含む）。

(2) 当該道路を不特定多数の市民が利用していること。ただし、原形復旧工事については、被災前から不特定多数の市民が当該道路を生活道路として利用し、復旧後も同様に利用されることが確認

できること。

(3) 全ての所有者の同意をもって助成工事等がなされるものであること。ただし、当該道路が複数人の共有に属する場合においては、共有持分の過半数の同意で足りるものとする。なお、所在等不明共有者若しくは賛否不明共有者がいることにより、共有持分の過半数の同意が得られない場合は、当該共有者以外の共有者による管理の裁判（民法第252条第２項）を経て、当該共有者以外の共有者の持分の過半数の同意をもって助成工事等がなされるものであること。

(4) 前号の規定にかかわらず、当該道路がその土地上の建物の区分所有者の共有に属する場合は、助成工事等について、集会の決議（区分所有法第39条）を経ていること。

(5) 建設完了後３年以上経過していること。ただし、地震や風水害等の災害により被害を受けた私道の原形復旧工事については、この限りではない。

(6) 原形復旧工事については、当該私道の存する区域を所管する建設事務所が、その早期復旧が市民の生活基盤の確保のため必要と判断していること。

(7) 敷地の所有権を法人（ただし、地方自治法第260 条の２第１項の規定により不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市長の認可を受けた地縁による団体を除く。）が有していないこと。

２　再助成対象は、前項の各号の他、次の各号に該当するものとする。

(1) 前回の助成後10年以上経過していること。ただし、原形復旧工事については、この限りではない。

(2) 通行に支障があると認められること。

３　市長は、特に必要と認めるときは、第１項及び第２項の各号に該当しない私道についても助成の対象とすることができる。

（助成金の交付）

第４条　助成金は、前条の規定に該当する助成工事等について、予算の範囲内においてその申請者に交付するものとする。

（助成金の額）

第５条　助成金の額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 助成工事等に要する費用のうち、舗装工事並びにこれに伴う側溝工事及び危険防止施設設置工事については別表１に、原形復旧工事については別表２に掲げる標準工事費の３分の２に相当する額とする。ただし、原形復旧工事のうち災害土砂等の除去等の工事については、別表２に掲げる標準工事費の３分の１に相当する額とし、１件あたりの助成額の上限を300万円とする。

(2) 舗装工事並びにこれに伴う側溝工事及び危険防止施設設置工事について、その施行範囲に公共下水道が設置されている場合であって、市長が認めたときは、原則として当該工事に要する費用のうち、別表１に掲げる標準工事費の６分の５に相当する額とする。

(3) 別表１及び別表２に掲げる構造等以上の工事を施行した場合、標準工事費を超える額については、申請者の負担とする。

(4) 助成工事等に要する費用の額は、当該助成工事等の施行を必要ならしめた原因をなした負担義務者がある場合には、当該負担義務者が費用負担する額を除いた額とする。

２　再助成の場合は、次の各号に掲げる額を上限とする。ただし、原形復旧工事については、この限りではない。

(1) 工事施行範囲の私道に公共下水道が設置されている場合であって、市長が認めたときは、１件あたりの助成額の上限は250万円とする。

(2) 前号以外の場合は、１件あたりの助成額の上限は200万円とする。

（申請者自らが助成工事等を施行する場合の特例）

第５条の２　市長は、特に必要があると認めるときは、申請者が自ら助成工事等を施行することを承認し、工事材料の調達に要する費用を助成することができる。この場合の取り扱いについては、要領で定める。

（助成金の額の特例）

第６条　市長は、助成工事等の費用（助成工事等を行なう際、徴収するものに限る）を負担する者のうち、生活保護法第６条第１項に規定する被保護者があるときは、その者が負担すべき額を全額助成することができる。

（助成金の交付申請）

第７条　助成金の交付を申請しようとする場合には、当該私道の所有者が、私道舗装等助成金交付申請書（第１号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、当該道路の所有者が複数となる場合には、当該所有者で一定の管理組織（自治会若しくは道路愛護会等又はその他すでに組織されたものがある場合にはその組織）をつくり、その代表者が申請に係る書類を提出しなければならない。

(1) 見取平面図

(2) 権利者の承諾書（第１号の２様式）

(3) 工事費見積書

(4) その他市長が必要と認める書類

２　原形復旧工事に係る助成金の交付申請については、同一災害において、当該助成工事等を施行する一の私道につき１回を限度とする。

３　原形復旧工事のうち災害土砂等の除去等のみ施行する場合については、第１項に規定する申請を当該工事完了後に行うことができる。その場合、第１項に規定する書類に加えて次に掲げる書類を私道舗装等助成金交付申請書に添付し、当該工事完了後１ヶ月以内に市長に提出しなければならない。

(1) 災害土砂等の除去等の工事代金の領収書の写し等、業者に災害土砂等の除去等を発注したことが確認できる書類

(2) 災害土砂等の除去等の工事代金の明細内訳書

(3) 災害土砂等の除去前及び除去後の状況が確認できる写真

４　助成金の交付を受けようとする場合には、第１項の申請に先だち、私道舗装等助成申出書（第２号様式）を建設事務所へ提出し、事前審査及び現地調査を受けるものとする。ただし、前項の規定により工事完了後に交付申請する場合、私道舗装等助成申出書の提出を受けた建設事務所は、事前審査を省略することができる。

（助成金の交付決定）

第８条　市長は、前条の規定による助成金の交付申請を受け付けた場合には、当該申請に係る書類の審査及び現地調査により、すみやかに助成金の交付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

２　前項の通知は、私道舗装等助成金交付決定通知書（第３号様式）又は私道舗装等助成金不交付決定通知書（第４号様式）を申請者に交付することにより行なうものとする。

３　市長は、前項の助成金の交付決定にあたって、この要綱で定める目的を達成するため必要と認めるときは、交付申請に係る事項につき修正を加えて交付決定できる。

４　市長は、第１項の助成金の交付決定にあたって、この要綱で定める目的を達成するため必要と認めるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 助成工事等の内容若しくは遂行計画又は助成工事等に要する経費の配分の変更をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。

(2) 助成工事等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
(3) 助成工事等が予定の期間内に完了しない場合又は助成工事等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
(4) 交付決定を受けた助成工事等の施行を必要ならしめた原因をなした負担義務者からその費用の全部又は一部の負担を申請者が受ける可能性があると認められるときは、当該負担義務者との間で費用負担に係る協議を実施し、その協議の進捗を市長に適宜報告すべきこと。
(5) 交付決定を受けた助成工事等の施行を必要ならしめた原因をなした負担義務者からその費用の全部又は一部の負担を申請者が受けることとなった場合において、すでに交付された助成金がある場合には、その全部又は一部に相当する金額を返還すべきこと。

（助成金の交付決定内容の変更）

第９条　申請者は、助成金の交付決定後において助成金の交付決定内容を変更しようとする場合には、あらかじめ、私道舗装等助成金交付決定内容変更承認申請書（第５号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

２　市長は、申請者から私道舗装等助成金交付決定内容変更承認申請書の提出があったときは、当該申請の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、助成金の交付決定内容を変更することができる。

３　市長は、前項の規定により助成金の交付決定内容の変更を承認したときは、私道舗装等助成金交付決定変更通知書（第６号様式）により申請者に通知するものとし、交付決定内容の変更を却下したときは私道舗装等助成金交付決定変更却下通知書（第７号様式）により申請者に通知するものとする。

（助成金の交付申請の取下げ）

第９条の２　申請者は、第８条の規定による通知書の交付を受けた場合において、当該通知書に係る助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該申請者が当該通知書の交付を受けた日から起算して20日を経過した日までに申請の取下げをすることができる。

２　前項の規定は、前条の規定による通知書の交付を受けた場合において、当該通知書に係る助成金の交付決定内容の変更の承認結果に不服があるときについて準用する。

（工事請負人のあっせん等）

第10条　市長は、申請者に対し、助成工事等の施行業者の選定及び技術的な助言をするものとする。

２　前項の助成工事等の施行業者の選定は、原則として神戸市の舗装工事単価契約締結業者の中から、施行業者をあっせんして行なうものとし、設計見積についても同様とする。

３　申請者は、原形復旧工事のうち災害土砂等の除去等のみ施行する場合、 原則として、第１項の規定により選定された施行業者に工事を委託しなければならない。

（着手及び完成の届出）

第11条　第８条の規定により助成金の交付決定を受けた申請者は、助成工事等の着手前に着工届（第８号様式）を、助成工事等が完了したときは完了届兼実績報告書（第９号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、第７条第３項の規定により工事完了後に交付申請する場合については、着工届の提出を省略することができ、私道舗装等助成金交付申請書の提出と同時に完了届兼実績報告書を提出しなければならない。

（状況報告）

第11条の２　市長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、助成工事等の遂行の状況に関する報告を求めることができる。

２　市長は、第８条第４項の規定により助成金の交付決定にあたって条件を付したときは、申請者に対

して、助成工事等の施行を必要ならしめた原因をなした負担義務者との間における費用負担に係る協議の進行の状況に関する報告を求めることができる。

（完了検査及び助成金の交付額の確定）

第12条　市長は、第11条の完了届兼実績報告書を受けたときは、これを受けた日から14日以内に完了検査を行なうものとし、助成工事等の成果が助成金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、助成金の交付額を確定し、私道舗装等助成金額確定通知書（第10号様式）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定による検査の結果、助成工事等の成果が助成金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、申請者に対し、手直しを指示することができるものとする。

３　市長は、確定した助成金の交付額が、助成金の交付決定における助成金額と同額である場合には、第１項の規定による通知を省略することができる。

（助成金の請求）

第13条　申請者は、助成金の交付を受けようとするときは、私道舗装等助成金請求書（第11号様式）を前条第１項の完了検査において適合と認められた日から60日以内に市長に提出しなければならない。

２　申請人は、原則として助成金の受領を施行業者に委任するものとし、私道舗装等助成金受領委任状（第12号様式）を提出することとする。ただし、次に掲げる助成工事等については、施行業者へ受領委任することはできない。

(1) 第５条の２の規定により申請者が自ら施行する助成工事等

(2) 第８条第４項第４号の規定により条件を付して交付決定を受けた助成工事等

３　市長は、第１項の請求があったときは、すみやかに助成金を申請者に支払うものとする。

（助成金の交付決定の取消し等）

第14条　市長は、助成を受けようとする者が、次の各号の一に該当するときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けようとし、又は受けたとき。

(2) 助成工事等が、助成金交付承認の内容に反したとき。

(3) 市長の付した条件または指示等に従わなかったとき。

(4) 交付決定を受けた助成工事等の施行を必要ならしめた原因をなした負担義務者からその費用の全額又は一部の負担を申請者が受けることとなったとき。

(5) 天災地変その他助成金の交付の決定後に生じた事情の変更により交付決定を受けた助成工事等の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

（助成金の返還）

第15条　市長は、前条の規定により、助成金の交付決定を取り消した場合又は交付決定額を減額した場合で、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（私道の維持管理）

第16条　申請者は、助成により整備又は原形復旧された私道について、当該道路の機能をそこなわないよう適正に維持管理を行なうものとする。

（その他）

第17条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附　　則

1　この要綱は、昭和47年４月１日から施行する。

2　昭和47年度については、第７条第２項の申請書等は、９月30日までに提出するものとする。

附　　則

この要綱は、昭和48年４月１日から適用する。

附　　則

この要綱は、昭和50年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、昭和52年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、昭和53年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、昭和62年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、平成18年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、令和８年11月１日から施行する。

別　表　1　（舗装工事並びにこれに伴う側溝工事及び危険防止施設設置工事）

<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">構　造　等</th><th rowspan="2">標準工事費</th><th rowspan="2">備　　考</th></tr>
<tr><th colspan="2">表　層</th><th>路　盤</th></tr>
<tr><td rowspan="3">舗

装</td><td colspan="2">再生細粒度アスコン
又は
再生密粒度アスコン
5cm</td><td>スラグ又は再生砕石
5cm(※)</td><td>神戸市の単価契約価格に準じる</td><td>(※)車両の通行がある道路の路盤は、歩道乗入部と同等とみなし15cmを標準とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">再生細粒度アスコン
5cm</td><td>な　し</td><td>同　上</td><td>幅員が狭いこと、階段があること、車止めがあること等の理由により、車両の通行のない場合にのみ施行できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">コンクリート
12cm</td><td>な　し</td><td>同　上</td><td>７％以上の急坂路の部分のみ施行できる。地元負担額は、アスファルトの標準舗装の場合の地元負担額と同じである。</td></tr>
<tr><td>側

溝</td><td colspan="3">現地状況に適合する構造規模とするが、新築の場合は、原則として次の側溝の種類のうちから選択すること。
<table><tr><th>種　類</th><th>内空断面</th><th>備　考</th></tr><tr><td>U型側溝</td><td>30cm×30cm</td><td></td></tr><tr><td>U型側溝</td><td>25cm×25cm</td><td></td></tr><tr><td>U型トラフ</td><td>24cm×24cm</td><td></td></tr><tr><td>ヒューム管</td><td>径200～300mm</td><td>道路横断部分のみ施行可能</td></tr><tr><td>皿　　溝</td><td>幅25～50cm</td><td></td></tr></table></td><td>神戸市の標準積算額

新築時は神戸市の単価契約価格に準じる</td><td>舗装工事に伴う側溝工事に限る。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">危険防止施設</td><td rowspan="2">主として歩行者を対象とした道路</td><td>転落防止柵</td><td>「防護柵の設置基準・同解説（日本道路協会発行)」参照</td><td rowspan="4">神戸市の単価契約価格に準じる</td><td rowspan="4">舗装工事に伴う危険防止施設設置工事であって、新設及び改築に限る。</td></tr>
<tr><td>階段等の手摺り</td><td>「神戸市バリアフリー道路整備マニュアル」参照</td></tr>
<tr><td>主として車両を対象とした道路</td><td>ガードレール</td><td>標準構造図参照</td></tr>
<tr><td colspan="2">道路反射鏡
一面鏡ｽﾃﾝﾚｽ Φ1000
一面鏡ｽﾃﾝﾚｽ Φ 800
二面鏡ｽﾃﾝﾚｽ Φ1000
二面鏡ｽﾃﾝﾚｽ Φ 800
二面鏡ｱｸﾘﾙ600×800
二面鏡ｱｸﾘﾙ450×600
道路反射鏡設置基礎</td><td>標準構造図参照</td></tr>
</table>

別　表　２　（災害復旧工事）

工種	構　造　等	標準工事費	備考
舗装	別表１に同じ		対象は舗装が破損している箇所のみの面積とする。
側溝	別表１に同じ		新たな付加増置は対象外とする。
危険防止施設	別表１に同じ		新たな付加増置は対象外とする。
擁壁	・原則として現況構造を採用し、復旧構造とする。 ・５ｍ以下の擁壁工は、ブロック積工又は重力式若しくは反重力式擁壁を採用のこと。 ・８ｍを越える擁壁工については、地震時における安定計算等を行い安全であることを確認すること。	神戸市の標準積算額	対象は私道の下法面擁壁のみとし、上法面で民地擁壁となるものは対象外とする。
災害土砂等の除去等	助成対象となる経費は次のとおり。 ・災害土砂等の除去（重機使用・人力）に要する費用 ・重機使用の場合、当該重機の運搬に要する費用 ・災害土砂等の搬出に要する費用 ・その他、除去等の施行に際し、当該私道の存する区域を所管する建設事務所が必要と認めるもの	神戸市の標準積算額	

第１号様式（第７条関係）

令和　　年　　月　　日

私道舗装等｛新規／再｝助成金交付申請書

神戸市長　あて

申請者（申請代表者）

住　所

氏　名　　㊞

（電話　　）

下記私道の｛舗装工事等／原形復旧工事｝をしたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、本件に関する地元経費負担、土地関係諸権利等の調整および舗装完了後の維持管理については、一切申請者及び関係土地所有者が責任をもって処理します。

記

１　工事箇所

神戸市　　区　　町／通　　丁目　　番地

２　新規助成・再助成の別等

(1)　｛新規／再｝助成　　(2) 再助成の場合、前回の助成は　昭和／平成　　年度

３　工事概要および工事費内訳　　（別紙見取図）

舗装工事	工種・構造	新設・改築の別等	幅 員(m)	延 長(m)	面 積(㎡)	工 事 費（円）
その他	工　種　・　構　造		新設・改築の別等		工 事 量	工 事 費（円）
原形復旧工事	工　種　・　構　造		工 事 量・災害土砂等の流入量			工 事 費（円）
工　事　費　合　計						

４　助成申請額　　金　　円也

５　工事施行業者

申請者名簿兼委任状

私道舗装等助成金交付申請に関する一切の権限を　　に委任します。

氏　　名	印	住　　所

第１号の２様式（第７条関係）

権　利　者　の　承　諾　書

神戸市長　あて

代 表 者　　様

権利者

住　所

氏　名　　㊞

（電話　　）

私が権利を有する下記の私道敷地について、舗装工事が施行されることを承諾します。また、この私道を今後とも一般通行の用に供します。

土地の所在及び地番	権　利　の　種　別

注　権利の種別としては、所有権、借地権、地上権、地役権等があります。

第２号様式（第７条関係）

私道舗装等 { 新規 / 再 } 助成申出書

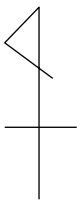
申出者記載欄	令和　年　月　日 神　戸　市　長　　あて 申出者　住　所 氏　名　　印 電話			
	公道化できない理由			
	土地所有者の承諾書	有 / 無	無の場合はその理由	
	道路の現況	延長	幅員	面積
		約　　m	約　　m	約　　㎡
	新規助成 再助成 の別等	(1) { 新規 / 再 } 助成	(2) 再助成の場合、前回助成は { 昭和 / 平成 } 年度	

神戸市記載欄

調査結果														
私道上に崩落又は流入し、除去等が必要な災害土砂等のおおよその量 全体で（　　）m^3、うち土砂量（　　）m^3														
決裁欄	所長		副所長		係長		係長		係長		係			建設事務所
	□	上記申出者に対して、助成	{ できる / できない }	旨、通知してよろしいか。										
	□	要綱第７条第３項の規定により事前審査を省略し、工事完了後の交付申請の提出後に助成の適否を判断することといたしたく。												

付　近　見　取　図

神戸市　　区　　町　　丁目
　　通



第３号様式（第８条関係）

神建　第　　号

令和　　年　　月　　日

様

神戸市長

私道舗装等助成金交付決定通知書

令和　　年　　月　　日付をもって申請のありました私道舗装等助成について、下記により承認することに決定しましたので、通知します。

記

１　助成金額　　金　　円

２　工事施行箇所

神戸市　　区　　町
通　　丁目　　番地

３　助成工事等の完了後は、申請書に記載のとおり当該道路の機能をそこなわないよう適正に維持管理をして下さい。

４　完了検査の結果、工事量が当初設計に比して異なる場合には、助成金の額を変更します。

５　その他、決定に当たっての条件

第４号様式（第８条関係）

神建　　第　　号

令和　　年　　月　　日

様

神戸市長

私道舗装等助成金不交付決定通知書

令和　　年　　月　　日付をもって申請のありました私道舗装等助成については、下記の理由により交付できないのでお知らせします。

記

理　　由

第５号様式（第９条関係）

私道舗装等助成金交付決定内容変更承認申請書

令和　　年　　月　　日

神戸市長　あて

申請者（申請代表者）

住　所

氏　名　　㊞

（電話　　）

令和　　年　　月　　日付 神建　　第　　号をもって交付決定のあった私道舗装等助成について、次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

記

助成金の額	円　（　　円）

変更の理由	（注）助成工事等の施行を必要ならしめた原因をなした負担義務者から費用負担を受領することとなった（協議が終了した）場合には、その受領する額（又は負担割合）を記載すること。

工事費や工事量等に変更のある場合は次の表に記載すること。（　）内には変更前の情報を記載すること。

舗装工事	工種・構造	幅員(m)	延長(m)	面積(㎡)	工事費（円）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
その他	工種・構造	工事量			工事費（円）
	（　　）	（　　）			（　　）
原形復旧工事	工種・構造	工事量・災害土砂等の流入量			工事費（円）
	（　　）	（　　）			（　　）
工事費合計					（　　）

添付書類	

第６号様式（第９条関係）

神建　　第　　号

令和　　年　　月　　日

様

神戸市長

私道舗装等助成金交付決定変更通知書

令和　　年　　月　　日付をもって申請のありました私道舗装等助成の交付決定内容の変更について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

助成金の額	当初交付決定額	円
	変更交付決定額	円
	差引交付決定額	円
助成金の額以外で、交付決定内容の変更を承認したもの		
交付の条件		

第７号様式（第９条関係）

神建　　第　　号

令和　　年　　月　　日

様

神戸市長

私道舗装等助成金交付決定変更却下通知書

令和　　年　　月　　日付をもって申請のありました私道舗装等助成の交付決定内容の変更については、下記の理由により承認できないのでお知らせします。

記

理　　由

第８号様式（第11条関係）

令和　　年　　月　　日

神戸市長　あて

申請者（申請代表者）

住　所

氏　名　　㊞

着　　工　　届

下記のとおり着工しましたのでお届けします。

交付決定番号	神建　　第　　号	交付決定 年　月　日	令和　　年　　月　　日
1　工事施行箇所	神戸市　　区　　町　　丁目　　番地から 神戸市　　区　　町　　丁目　　番地まで		
2　工事施行業者	住　所 氏　名		
3　着工年月日	令和　　年　　月　　日		
4　工　　期	自　令和　　年　　月　　日　　至　令和　　年　　月　　日		
5　交付決定額	金　　円		

第９号様式（第11条関係）

令和　　年　　月　　日

神戸市長　あて

申請者（申請代表者）

住　所

氏　名　　㊞

完 了 届　兼　実 績 報 告 書

下記のとおり工事が完了しましたので、その実績を報告します。

交 付 決 定 番 号	神建　　第　　号	交 付 決 定 年　月　日	令和　　年　　月　　日
1　工 事 施 行 箇 所	神戸市　　区　　町　　丁目　　番地から 神戸市　　区　　町　　丁目　　番地まで		
2　工 事 施 行 業 者	住　所 氏　名		
3　完 了 年 月 日	令和　　年　　月　　日		
4　工　　期	自　令和　　年　　月　　日　　至　令和　　年　　月　　日		
5　交 付 決 定 額	金　　円		

様式第10号（第12条関係）

神建　　第　　号

令和　　年　　月　　日

様

神戸市長

私道舗装等助成金額確定通知書

令和　　年　　月　　日付 神建　　第　　号で交付決定のあった私道舗装等助成について、助成金額を確定したので通知します。

記

助成金の確定額	円
特　記　事　項	

様式第11号（第13条関係）

私 道 舗 装 等 助 成 金 請 求 書

請 求 金 額	円

上記のとおり、助成金を交付されたく請求します。

令和　　年　　月　　日

神戸市長　あて

申請者（申請代表者）

住　所

氏　名　　㊞

（添付書類）

振込先口座

金 融 機 関 名	（　　）　銀　行 信用金庫 信用組合 農　協	・本　店　　・　本　所 ・（　　） 支店、支所、出張所
預 金 種 目	１．普通　　２．当座　　その他（　　）	
口 座 番 号		
口 座 名 義		

（注）口座名義が異なる口座への振込となる場合は、受領委任状（様式第12号）を提出すること。

様式第12号（第13条関係）

私 道 舗 装 等 助 成 金 受 領 委 任 状

令和　　年　　月　　日

神戸市長　あて

委任者

住　所

氏　名　　㊞

私は、下記１の受任者を代理人と定め、下記２の私道舗装等助成金に係る金額の受領を委任します。

記

１．受任者

住　　所

団　体　名

代 表 者 名　　印

２．受領委任する金額

金　　円

３．振込先口座

金融機関名	（　　）　銀　行／信用金庫／信用組合／農　協	・本　店　　・　本　所 ・（　　） 支店、支所、出張所
預 金 種 目	１．普通　　２．当座　　その他（　　）	
口 座 番 号		
口 座 名 義		

（注）受任者名と一致している口座名義を記入すること。